

Ⅸ 教育職員免許状（専修免許状）の取得について

1 本研究科において取得可能な専修免許状の種類

本研究科で所定の単位を修得することによって、取得可能な専修免許状の種類は教育学研究科規程別表3のとおりです。

ただし、専修免許状の授与資格を得ようとする場合は、その免許状（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については、その免許教科）の一種免許状を取得もしくは資格を有していることが必要です。

2 専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数

専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数は、次の表のとおりです。

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	科目の区分
小学校教諭専修免許状	修士の学位及び小学校教諭1種免許状	24	教科又は教職に関する科目
中学校教諭専修免許状	修士の学位及び中学校教諭1種免許状	24	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭1種免許状	24	教科又は教職に関する科目
特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）	修士の学位及び特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）	24	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭専修免許状	修士の学位及び幼稚園教諭1種免許状	24	教科又は教職に関する科目
養護教諭専修免許状	修士の学位及び養護教諭1種免許状	24	養護又は教職に関する科目

（注）取得しようとする専修免許状の種類（免許教科）に対応する本研究科の開設授業科目については、免許状によって取り扱いが異なる場合があります。

各専攻開講科目一欄の備考及び注意書等に留意し、取得しようとする免許状に対応する授業科目を確認の上、専修免許状に必要な単位を取得してください。

XII 教育職員免許法及び同施行規則（抜粋）

第2章 免許状

（種類）

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(中等教育学校を除く。)の種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあっては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。))を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

二 高等学校の教員にあっては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

(授与)

第5条 普通免許状は、別表第1若しくは第2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1若しくは第2に定める単位を修得した者又は教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 18歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三 成年被後見人又は被保佐人

四 禁錮以上の刑に処せられた者

五 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

六 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

別表第1（第5条，第5条の2関係）

第1欄		第2欄	第3欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高校等教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校，中学校，高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		

別表第2（第5条関係）

第1欄		第2欄	第3欄		
所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数		
			養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	28	21	31
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	28	21	7
		ロ 保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受け，文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	4	8	
		ハ 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受け，文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。	12	10	

○参考 教育職員免許状取得に要する単位数について

以下の各表に記載している「最低修得単位数」は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定されている単位数であり、教育学部が定める必要単位数とは異なります。

小学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	2種免許状	備考	
基礎資格			学士の学位	準学士の称号		
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2		
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4		
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 各教科の指導法 （各教科：国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育の9教科） ----- 道徳の指導法 ----- 特別活動の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	9教科各2単位 計18	22	6教科(音楽・図工・体育のうち2以上を含む)各2単位 計12	14
			2			
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導の理論及び方法	4	4
	第五欄 総合演習		2	2		
	第六欄 教育実習		5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。	
教職に関する科目計			41	31		
教科又は教職に関する科目	教科に関する科目		10	2	1以上の科目について修得するものとする。	
	教職に関する科目					
	教職に関する科目に準ずる科目					
教科に関する科目	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育		8	4	9教科のうち1以上の科目について修得するものとする。	
合 計			59	37		

中学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	2種免許状	備考		
基礎資格			学士の学位	準学士の称号			
	欄	科目	各科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数	
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2		
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4		
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 各教科の指導法 （国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語） ----- 道徳の指導法 ----- 特別活動の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2 ----- 2	2 ----- 1	12 ----- 4	各教科の指導法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
	第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導の理論及び方法	4	4		
	第六欄	総合演習		2	2		
	第七欄	教育実習		5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。	
	教職に関する科目計			31	21		
	教科又は教職に関する科目		教科に関する科目 ----- 教職に関する科目 ----- 教職に関する科目に準ずる科目	8	4	1以上の科目について修得するものとする。	
	教科に関する科目		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語	20	10	別表の第1欄に掲げる科目について修得するものとする。	
	合 計			59	35		

別表（中学校）

第一欄	第二欄	最低修得単位数			
		1種免許状		2種免許状	
免許教科	教科に関する科目				
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～	10
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～	10
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	10
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1～ 1～ 1～ 1～	20	1～ 1～ 1～ 1～	10

備考 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

高等学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状	備考	
基礎資格			学士の学位		
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
教 職 に 関 す る 科 目	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2		
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	6		
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 各教科の指導法 （国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語） ----- 特別活動の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	6	各教科の指導法は，受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
	第五欄 生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導の理論及び方法		4	
第六欄 総合演習			2		
第六欄 教育実習			3	事前及び事後の指導1単位を含む。	
教職に関する科目計			23		
教科又は教職に関する科目	教科に関する科目		16	1以上の科目について修得するものとする。	
	教職に関する科目				
	教職に関する科目に準ずる科目				
教科に関する科目	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，保健体育，保健，家庭，情報，英語		20	別表の第1欄に掲げる科目について修得するものとする。	
合 計			59		

別表（高等学校）

第一欄	第二欄	最低修得単位数	
免許教科	教科に関する科目		
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学	1～ 1～ 1～	20
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌	1～ 1～ 1～ 1～	20
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1～ 1～ 1～	20
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～	20
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～	20
書道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」	1～ 1～ 1～ 1～	20
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1～ 1～ 1～	20
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理	1～ 1～ 1～ 1～ 1～ 1～	20
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	1～ 1～ 1～ 1～	20

備考 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

特別支援学校教諭普通免許状

免許状の種類			1種免許状			2種免許状			担当可能領域	備考
基礎資格			学士の学位及び小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること			小、中、高、幼いずれかの普通免許状を有すること				
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数							
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4			2			全領域	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	16	1	4	8	視覚又は聴覚
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			1			
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4		1	2		知的、肢体又は病弱
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			1			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5			3			全領域
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目							
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3			3			全領域	事前及び事後の指導1単位を含む。
合 計			26			16				

備考 1種免許状を取得する場合、上記表の各科目ごとに定められた最低修得単位数を含め、特別支援教育に関する科目を26単位以上修得すること。

幼稚園教諭普通免許状

免許状の種類				1種免許状	2種免許状	備考
基礎資格				学士の学位	準学士の称号	
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
教職に関する科目	第二欄 教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2		
	第三欄 教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	4		
	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 保育内容の指導法 ----- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	18	12		
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ----- 幼児理解の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2		
	第五欄 総合演習		2	2		
	第六欄 教育実習		5	5	事前及び事後の指導1単位を含む。	
教職に関する科目計			35	27		
教科又は教職に関する科目		教科に関する科目 ----- 教職に関する科目 ----- 教職に関する科目に準ずる科目	10	/	1以上の科目について修得するものとする。	
教科に関する科目		国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育	6	4	1以上の科目について修得するものとする。	
合 計			51	31		

養護教諭普通免許状

免許状の種類				1種免許状	2種免許状	備考
基礎資格				学士の学位	準学士の称号	
欄	科目	各科目に含めることが必要な事項		最低修得単位数		
教職に関する科目	第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 ----- 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ----- 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	
	第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	4	2	
	第四欄	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 ----- 道徳及び特別活動に関する内容	4	2	
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第五欄	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	2	
	第六欄	総合演習		2	2	
	養護実習		5	4	事前及び事後の指導1単位を含む。	
教職に関する科目計				21	14	
養護又は教職に関する科目		養護に関する科目 ----- 教職に関する科目 ----- 教職に関する科目に準ずる科目	7	4	1以上の科目について修得するものとする。	
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）		4	2		
	学校保健		2	1		
	養護概説		2	1		
	健康相談活動の理論及び方法		2	2		
	栄養学（食品学を含む。）		2	2		
	解剖学及び生理学		2	2		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		2	2		
	精神保健		2	2		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		10	10		
養護に関する科目計				28	24	
合計				56	42	

備考 「 」内に表示された養護に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。